

長瀬町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 22年度の人件费率
23年度	7,831人	3,352,011千円	188,912千円	675,629千円	20.16%	19.96%

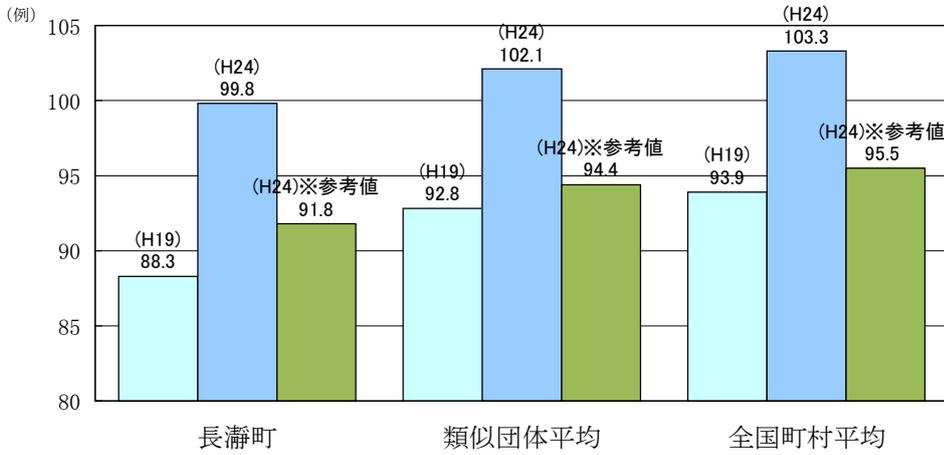
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	78人	282,323千円	28,886千円	100,580千円	5,279千円	5,279千円	5,545千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長瀬町	46.3 歳	322,000 円	350,423 円	346,170 円
埼玉県	43.8 歳	349,468 円	440,086 円	396,263 円
国	42.8 歳	309,944(329,917) 円	— 円	372,906(401,789) 円
類似団体	43.1 歳	314,214 円	356,072 円	340,467 円

①技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長瀬町	52.2歳	4人	248,200円	256,175円	253,075円	—	—	—	—
うち 調理員 その他	*	2人	*	*	*	調理士	43.3歳	255,900円	—
	*	2人	*	*	*	—	—	—	—
埼玉県	53.8歳	461人	356,300円	411,783円	393,809円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465(285,030)円	—	307,506(323,181)円	—	—	—	—
類似団体	49.2歳	6人	271,129円	291,619円	281,747円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長瀬町	3,947,500円	—	—
うち 調理員 その他	*	3489200円	—
	*	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成20年～平成22年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

(その他、数値のない欄についてはすべて「ハイフン(-)」としている。)

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

・今後の基本的な考え方及び取組内容

職員及び技能労務職員については、適正な給与制度・運用になるよう努めます。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分	長瀬町	埼玉県	国	
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円

※ 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	270,083 円	305,625 円	367,100 円
	高校卒	267,700 円	287,500 円	325,800 円
技能労務職	高校卒	— 円	235,800 円	— 円

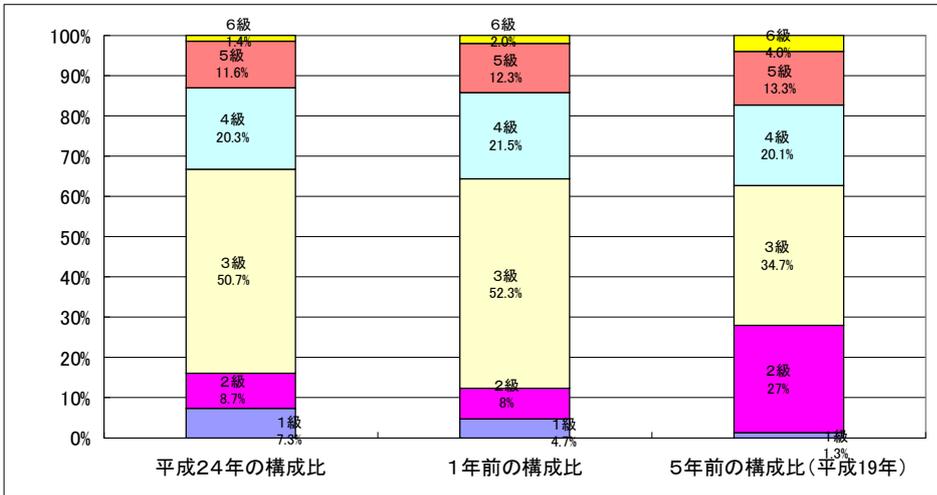
※経験年数10年は10年～15年未満、経験年数15年は15年～20年未満、経験年数20年は20年～25年未満の平均である。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	5 人	7.3%
2 級	主 任	6 人	8.7%
3 級	主 査 ・ 主 席 主 任	35 人	50.7%
4 級	主 幹	14 人	20.3%
5 級	課 長	8 人	11.6%
6 級	参 事	1人	1.4%

- (注) 1 長瀬町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務状況の反映状況

勤務評価は年2回実施しています。昇給への反映は、次の通りです。

1 勤務成績が特に良好な職員	8号給以上
2 勤務成績が良好な職員	4号給
3 勤務成績が良好とみとめられない職員	3号給以下

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 瀬 町	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,289 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,669 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 4~10%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への反映は、次の通りです。	
(1) 基準日以前6箇月以内の期間(以下「評定期間」という。)における勤務成績が特に優秀な職員	100分の77.5
(2) 評定期間における勤務成績が優秀な職員((1)に該当する職員を除く。)	100分の72.5
(3) 評定期間における勤務成績が良好な職員((1)及び(2)に該当する職員を除く。)	100分の67.5
(4) 評定期間における勤務成績がやや劣っている職員	100分の62.5
(5) 評定期間における勤務成績が劣っている職員	100分の57.5

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

長 瀬 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.5 月分 30.55 月分	勤続20年 23.5 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.5 月分 41.34 月分
勤続35年 47.5 月分 59.28 月分	勤続35年 47.5 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2~20%加算	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2~20%加算
(退職時特別昇給) なし	
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	

(注) 退職者少数のため平均支給額未記入

(3) 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	0 千円
--------------	------

(4) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22 年度 決算)	3,868 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (22 年 度 決 算)	44 千円
支給実績 (23 年度 決算)	3,237 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (23 年 度 決 算)	38 千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者なし1人目) 11,000円 ③満16歳から満22歳までの子1人につき 5,000円加算	同		11,623千円	232,460円
住居手当	①借家等住居者 家賃に応じて月額27,000円以内	同		1,641千円	273,350円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者→運賃額に応じて月額最高55,000円まで支給 (ただし、鉄道利用者については、6箇月定期券の額に基づいて一括支給) ②交通用具(家用自動車等)→通勤距離に応じて月額支給 片道2km～5km 2,000円 片道5km～10km 4,100円 片道10km～15km 6,500円 片道15km～20km 8,900円 片道20km～25km 11,300円 片道25km～30km 13,700円 片道30km～35km 16,100円 片道35km～40km 18,500円 片道40km～45km 20,900円 片道45km～50km 21,800円 片道50km～55km 22,700円 片道55km～60km 23,600円 片道60km以上 24,500円	同		2,825千円	57,653円
管理職手当	①参事 12% ②課長・局長・次長・館長 9.6% ③副参事 8.8% ④主幹 8% 上記支給割合から特例として20%の減額	異	支給額等	10,943千円	390,813円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給→勤務1時間当たりの給与額×135%	同		千円	円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給 料	町 長	420,000 円 (700,000 円)	850,000 円 /	355,000 円
	副 町 長	495,000 円 (550,000 円)	675,000 円 /	304,500 円
報 酬	議 長	247,000 円 (円)	360,000 円 /	205,000 円
	副 議 長	193,000 円 (円)	320,000 円 /	164,900 円
	議 員	177,000 円 (円)	300,000 円 /	145,500 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(23年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(23年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
		給料月額×在職月数×100分の35×100分の115		任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

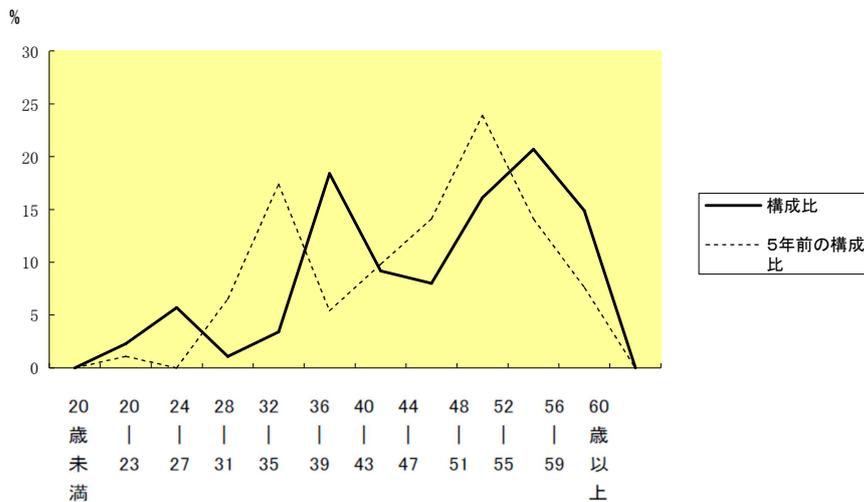
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1		
		総務企画	20	22		2
		税 務	10	8		△2
		民 生	9	10		1
		衛 生	7	8		1
		農林水産	4	5		1
		商 工	3	3		
		土 木	6	6		
	小 計	60	63	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.45 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 98.73 人)	
	教育部門	16	15	△1		
消防部門						
小 計	76	78	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.84 人)		
公営 企業計 等部門	国 保	9	9			
	小 計	9	9			
合 計		85	87	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.09 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (24年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	2人	5人	1人	3人	16人	8人	7人	14人	18人	13人	0人	87人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成22年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
88人	85人	△ 3人	△ 3.4%

(参考) 長瀬町定員適正化計画の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成23年4月1日	平成27年3月21日	△3人

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	22年	23年	24年	25年	23年～27年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	63	60	60	60	—	
	増減		△3			(%)	
教 育	職員数	17	17	17	17	—	
	増減					(%)	
消 防	職員数					—	
	増減					(%)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	8	9	9	9	—	
	増減		1			(%)	
計	職員数	88	86	86	86	—	85
	増減		△2			(%)	△3

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。